

## 工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名 : 30-2 公共大谷本郷(補)汚水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字大谷本郷地内

3 工 種 : 土木一式工事  
(建設業法上の28分類)

### 4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	平成30年 9月20日から 平成31年 2月15日まで	平成30年 9月20日から 平成31年 3月 8日まで
契約金額 (税込)	33,372,000円	34,365,600円
工事概要	工事延長 398.1m 汚水管布設工(φ200) 388.2m 組立1号マンホール設置工 8箇所 組立楕円マンホール設置工 1箇所 取付管工 14箇所 アルミ矢板土留 2.0m 180.8m アルミ矢板土留 2.5m 130.9m アルミ矢板土留 3.0m 86.5m 水替工 22日	工事延長 382.1m 汚水管布設工(φ200) 371.0m 組立1号マンホール設置工 5箇所 組立楕円マンホール設置工 6箇所 取付管工 15箇所 アルミ矢板土留 2.0m 85.5m アルミ矢板土留 2.5m 205.6m アルミ矢板土留 3.0m 84.8m 水替工 11日 (新規) アルミ矢板土留 3.5m 6.2m

### 5 変更理由

本工事において、下記の事由により数量の増減が生じるため、変更する。

- ① 取付管 No3 において、地権者からの要望により取付管埋設深さを計画より深くする必要が生じたため、管底高さを一部下げることにより、管路土工および土留工が増となる。
  - ② 試験掘りの結果、水道管及び雑排水管と競合し、1号マンホールの設置が困難な箇所については、楕円マンホールに変更する。また 3196-1 路線において、水道管と競合し管きよの折れ点を追加する必要が生じたため、マンホールを 2 箇所増とする。(1号マンホール-3、楕円マンホール+5)
  - ③ 工事路線に面した敷地において、新たに 2 棟の宅地開発が決まったことから、取付管を追加する。④と合わせて+1 増とする。
  - ④ 82A 路線の取付管において、地権者が他路線からの接続を要望したため、当該区間の汚水管が不要となったことから、管路延長を短縮する。
  - ⑤ 当初水替工を見込んでいた路線において不要となったことから、11 日減とする。
  - ⑥ 他工事の通行止め規制に伴い、本工事路線が主要な迂回路となっていたため、工事の着手が遅れたことから工期を延長する。
- 以上の結果、増額変更及び工期を延長する。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。